

令和5年9月21日

青森市政記者会 様

青森市企業局水道部総務課長

令和5年度青森県東青地区広域合同訓練の実施について

水道事業につきましては、東青地区5市町村（青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）において、令和元年から広域連携に取り組んでおり、現在、災害対策関連、給水装置関連、水質管理関連の3分野について広域連携を実施しているところです。

このたび、取組事項の1つである「災害訓練等の共同開催」を下記のとおり実施することとしましたので、取材・報道をお願いします。

記

- 1 訓練実施日 令和5年9月28日（木）10：00～11：30 予定
- 2 訓練場所 今別町 いまべつ総合体育館向かい駐車場
（青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川 126-1）
- 3 訓練内容

（1）応急給水隊参集訓練

青森市、平内町、蓬田村、外ヶ浜町は応援給水隊を編成し、可搬型給水タンク等に飲料水を積載し、今別町へ参集。

（2）応援給水訓練

参集した事業体から順次、可搬型給水タンク・給水スタンド・給水袋・ポリタンク等への応急給水を実施。

（3）応急復旧訓練

被災事業体である今別町が中心となって、漏水を模擬的に発生させる訓練用配管を用い、フクロジョイント等により止水する訓練を実施。

※ 詳細は別紙「令和5年度 青森県東青地区広域合同訓練実施計画」のとおり

【問合せ先】

青森市企業局水道部総務課

担当：主幹 西川、主事 永井

電話：017-734-4201

FAX：017-774-4913

令和5年度 青森県東青地区広域合同訓練実施計画

1 目的

災害時における青森県東青地区内の相互応援の実効性を高めるため、応急給水訓練と応急復旧訓練を行うものである。

2 訓練実施日

令和5年9月27日(水) 情報連絡訓練

令和5年9月28日(木) 応援給水隊参集訓練・応急給水訓練及び応急復旧訓練

3 災害想定

- (1) 発災日時 令和5年9月27日(水) 15:00
- (2) 災害種別 直下型地震により今別川今別橋に架設されているφ100mm配水管が全損し今別町内で大規模な断水が発生。また、一部、道路の路肩が崩落し、配水管に亀裂が発生し、漏水が生じている。
- (3) 被災事業体 今別町
- (4) 応援事業体 青森市、平内町、外ヶ浜町、蓬田村
- (5) 応援協力団体 青森市管工事業協同組合、今別町指定給水装置工事事業者(3者)
- (6) 訓練場所 いまべつ総合体育館向かい駐車場
(青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川 126-1)
- (7) 給水基地 各応援事業体内

4 訓練実施概要

(1) 日程

ア 令和5年9月27日(水) 情報連絡訓練

15:00 災害発生(今別町で直下型地震)

↓ 今別町内全世帯の約9割が断水 ⇒ 青森市へ応援要請

↓ 16:00 青森市から平内町、外ヶ浜町、蓬田村へ応援要請

↓ 16:30 情報連絡訓練終了

イ 令和5年9月28日(木) 応急給水・応急復旧訓練

7:30 以降適宜 各応援事業体・団体出発

↓ 9:00 応急復旧訓練用 配管組立作業開始

↓ 10:00 応援給水隊参集完了 ⇒ 応急給水訓練開始

↓ 10:45 応急復旧訓練開始

↓ 11:15 全訓練終了

↓ 11:20 講評・閉会式 ⇒ 閉会式終了後、後片付け、解散

(2) 応援給水隊参集訓練（令和5年9月28日（木））

青森市、平内町、外ヶ浜町、蓬田村は応援給水隊を編成し、可搬型給水タンク等に飲料水を積載後、「いまべつ総合体育館向かい駐車場」へ参集する。

(3) 応急給水訓練

参集した事業体から順次、応急給水訓練を行う。給水車の加圧装置の有無等に応じ、可搬型給水タンク・給水スタンド・給水袋・ポリタンク等への応急給水を実施。

(4) 応急復旧訓練

漏水を模擬的に発生させる訓練用配管を用い、フクロジョイント等により止水する訓練を行う。なお、今回の訓練では、被災事業体である今別町・今別町指定給水装置工事事業者が中心となって、配管作業を行う。

(5) 参加予定事業体

ア 青森市

給水タンク車：1台（3m³）（2人）

訓練用資材運搬車：2台（4人）

視察参加車両：1台（4人）

イ 平内町

可搬型給水タンク運搬車：1台（2人）

視察参加車両：1台（1人）

ウ 外ヶ浜町

可搬型給水タンク運搬車：1台（2人）

視察参加車両：1台（2人）

エ 今別町

訓練参加：1台

訓練運営事務局：1台

オ 蓬田村

可搬型給水タンク運搬車：1台（2人）

視察参加車両：1台（2人）

(6) 参加予定応援協力団体

ア 青森市管工事業協同組合

可搬型給水タンク運搬車：1台（2人）

イ 今別町指定給水装置工事事業者（2者）

5 その他

訓練参加に要する費用は、各事業体・応援協力団体において負担する。